

施設及び区域の提供

日米行政協定第二条（注：日米地位協定第2条）に基づく施設・区域の提供

昭和27年（1952年）7月の日米合同委員会において、次のように合意されている。

日米行政協定第二条第一項（注：日米地位協定第2条1項(a)）に基づき米軍に提供する施設区域は、本合意の付表に掲げるものとする。ただし、「保留」と記載した施設は、岡崎・ラスク交換公文に基づき引き続き使用を認める。ただし折衝は継続する。付表は合同委員会を通じて変更できる。

（付表は随時変更されているので添付省略。昭和27年7月の本件合意時の付表については、昭和27年7月26日付「官報（号外）」を参照のこと。）